

## 教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項の全体像(案)

本資料は、グランドデザイン答申において示された「教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例」を踏まえつつ、指針に具体的に盛り込むべき主な事項を掲げると共に、事項相互の関係を整理したもの。

○については、今回中心的に御議論をいただきたい事項であり、●については、今後各回で本格的に議論を行っていただく機会があると考えられる事項である。

### ① 学修目標の具体化

各大学の個性・特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって、最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、明確かつ具体的に定められることが必要である。同方針を中心として、あらかじめ定められた手順により大学教育の成果を点検・評価することが求められる。

- 三つの方針については、『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)が取りまとめられており、その内容については、各大学は改めて留意することが必要。
- その上で、以下のような事項については、改めて各大学の理解を促進する必要がある。
  - ・ 「卒業認定・学位授与の方針」は、在学生に対する約束として、対外的には卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきであり、大学は同方針において具体的かつ明確な目標を示す必要があること
  - ・ 従前の目標は既存の教員組織を前提として組み立てられがちであったが、今後は学修者と社会のニーズに対してどのように応えることができるのかという観点から、それぞれの大学の強みや特色を活かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい明確な目標を設定する必要があること

- ・ 社会のニーズとは産業界のニーズのみならず、国際社会や地域社会も含む幅広い領域のニーズであること、また、大学の強みや特色を活かしつつ、新たなニーズを自ら定義し創出してゆく姿勢も重要であること
- ・ 専門分野等によっては、「卒業認定・学位授与の方針」を学内だけではなく、産業界や地域社会をはじめとする外部の関係者の意見や国際社会の動向も十分に踏まえつつ、作成することが適切な場合があること
- ・ 「卒業認定・学位授与の方針」においては、卒業生が「何ができるようになるのか」を、専門分野に係る能力も含め、適切な観点に分類して明らかにすべきであること、その際、学生の学修目標として機能し、大学が客観的な評価ができるよう、「学生は、～することができる」という記述で能力を規定することが原則として必要と考えられること
- ・ 教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことが必要不可欠であること、その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについてあらかじめ方針を定めておく必要があること
- ・ 教学マネジメントを確立する上で必要なPDCAサイクルは、課題が存在しないようにすることを目的とする1回限りの営みではなく、むしろ積極的に課題を明らかにして次のサイクルへの改善に結びつけることにこそ意味があること

## ② 授業科目・教育課程

はじめに個々の授業科目があるのではなく、「卒業認定・学位授与の方針」の下に学位プログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならなければならない。同方針を効果的に実現する観点から体系的な教育課程が組織的に編成される必要があり、「カリキュラムマップ」や「カリキュラムツリー」などの手法を活用することが考えられる。また、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として科目の精選や統合が行われた上で、キャップ制やシラバスが適切に用いられ、きめ細やかな履修指導が行われる必要がある。

- 「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならなければ、個々の教員が授業科目の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである」という質的転換答申（平成24年）の記述について、各大学の理解を引き続き促進することが必要。

○ 「卒業認定・学位授与の方針」において観点別に示される「できるようになること」から逆算して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要。同方針への貢献が見込まれない科目については、内容の見直しや取りやめを検討する必要もある。

● 体系的な教育課程を編成する際には、

①個々の授業科目について、「卒業認定・学位授与の方針」との関係性を踏まえつつ、「教育課程編成・実施の方針」に従い、教育課程全体の中での分担、授業内容を検討すること、個々の科目の到達目標についても、「何ができるようになるのか」を意識して設定すること

②「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、同方針に設定された各観点を満たす上で必要な科目が過不足なく設定されているかを検証し、科目の設定や内容の検討に活用するとともに、必修科目とそれ以外の科目を分類すること

③「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各科目相互の関係や、卒業までの期間における履修順序を検証すること

が必要。「カリキュラムマップ」「カリキュラムツリー」等は、学生の主体的な学習を促す観点から、学生にわかりやすい形で提示されることが必要。

● 学内外に教育課程の体系性を明らかにする観点から「ナンバリング」を実施することが必要。

● 教育課程の編成・実施は、各教員や専門的なスタッフの主体的な参画を得つつ、大学及び学位プログラム全体で組織的に行われる必要があり、副学長や学部長を中心にふさわしい体制を整える必要がある。また、必要に応じて、外部の関係者の意見を取り入れることも考えられる。

○ 一時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定めた目標を満たすことが困難となる。学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするために、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する科目数については、諸外国の事例なども踏まえつつ、大胆に絞り込みを進めていくことが必要。

○ 密度の濃い主体的な学修を可能とする観点から、セメスター制の導入など学事暦の柔軟化や、細分化された授業科目の統合が考えられるのではないか。

- 授業科目の統合と同時に、ICTの活用やアクティブラーニングへの転換も念頭に、1科目の中で講義や演習、実験など多様な学修形態を盛り込むことを促進し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が求められる。その際、TAによるサポート等も重要。
- 個々の学生の希望や学修の進捗を踏まえつつ、「卒業認定・学位授与の方針」に定める目標を達成し、主体的な学修を確立するため、諸外国や各大学の好事例を参考にしながら、大学教員と専門スタッフ等との協働体制の構築等を通じて、将来を見据えたきめ細やかな履修指導を行えるようにすることが必要。
- シラバスについては、学生と教員との契約書ともいえる存在。単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能とし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するよう作成するべきもの。各大学における好事例なども踏まえると、講義の方法・内容、一年間の講義の計画、成績評価基準のほかに、事前に必要な学修の時間の目安やその内容、「卒業認定・学位授与の方針」と授業科目との関連などが盛り込むべき事項として考えられる。
- いわゆるキャップ制について、1年間の上限単位数が多すぎることにより実質的に機能していない現状は改善する必要がある。
- 少ない学修時間でも授業科目ごとの達成目標を十分に達成することができているような特に優秀な学生については、適切な履修指導が行われることを前提に、キャップ制の適用を除外する仕組みも備えることが考えられる。
- 分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。主専攻・副専攻制の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫を促進することが必要。

### ③ 成績評価

成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果の可視化を適切に行う上での前提。厳格な成績評価を行うためにも、各授業科目の到達目標に照らした達成状況を「ルーブリック」等を用いて適切に判断することが重要。GPAについては、国際的通用性を踏まえた運用を確保するとともに、その信頼性を確保するために算定方法や分布を公表する必要がある。

● 成績評価を適正に行う上では、教員間の共通理解の下、

- ・ 各授業科目における「何ができるようになるのか」という具体的な到達目標に照らして、「どこまでできるようになったのか」（例えば、「最低限できるようになった」「到達目標を大きく超えてできるようになった」等）という観点でできるだけ客観的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映すること
- ・ 公正で透明な成績評価という観点から、達成水準を測定する手法があらかじめ明確になっていること

が必要。事後的に意図されたとおりの成績評価が行われたか検証を行うことも重要。

● 達成水準について、「ルーブリック」等を用いて事前に明らかにしておくことは、厳格な成績評価や学生の学修意欲を高める観点から有効と考えられる。同一名称の授業科目を複数開講している場合は、平準化を図る観点から特に重要。

● GPAの活用に当たっては、学士課程答申（平成20年）に記載されている、

- ・ 国際的にGPAとして通用する仕組みとする（例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど）。
- ・ アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。
- ・ 教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その後の改善に生かす。

ことを踏まえて、各大学の運用の改善を進めていくことが必要。また、履修指導等に適切に活用していくことが必要。

● GPAについては、その算定方法に各大学の自由度が認められる一方で、留学や就職に当たって学外において活用されることも想定されるため、その信頼性を確保するために、算定方法や分布を開示することが必要。

#### ④ 学修成果の把握・可視化

各学生が「卒業認定・学位授与の方針」に定める能力を身につけることができていることを実感し、エビデンスをもって説明できるように、また、大学が教育課程の改善に活用できるように、学修成果の把握と可視化が行われることが必要。学修成果に係る各情報について、把握する意義や活用の在り方、定義や数値の算出方法等を、各大学の実態等を踏まえつつも、共通理解となるような形で指針において示す必要がある。学位プログラムとしての学修成果を把握するため、複数の情報を組み合わせた多面的な活用の在り方とともに、わかりやすい形での表示について検討する必要がある。

- 学修成果に関する情報を把握する際には、学位プログラム共通の考え方や尺度に則りつつ、「卒業認定・学位授与の方針」と学修成果の関連について特に留意する必要がある。
- 各大学が具体的に個人の学修成果や大学全体の教育成果の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではなく、各大学が自らの大学の特性に応じて自主的に策定・開発を進めていくことが強く期待される。
- グランドデザイン答申において示された把握が義務づけられる情報又は一定の指針を示すことが考えられる情報について、不足しているものが無いか検証すると共に、それぞれの情報について、把握する意義や教学マネジメントの確立に向けた活用の在り方について明らかにする必要がある。

#### グランドデザイン答申（抜粋）

##### <具体的な方策>

##### 学修成果の可視化と情報公表の促進

##### 【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- ・ 単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

##### 【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- ・ アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

- 法令での義務付けが考えられる情報の定義や数値の算出方法について、各大学の実態等を踏まえつつも、ベンチマーク等が可能となるように共通理解となるような形で指針において示す必要がある。特に、「学生の成長実感、満足度」や「学生の学修に対する意欲」については、例えば各大学で定める三つの方針に照らして調査・測定する等の工夫が必要。
- 各授業科目が「卒業認定・学位授与の方針」との関係で適切に位置付けられ、試験が科目毎の目標の達成度を適切に評価できるものとなっている前提で、科目毎の成績は学修成果を把握する上で最も重要な情報となるが、学位プログラムとしての学修成果を把握するため、アセスメントテスト、ルーブリックを用いたパフォーマンス評価や学修ポートフォリオを活用した評価など、直接的、間接的に活用できる情報を含め、複数の情報を組み合わせた多元的な活用が重要。その際、専門スタッフやTA等の活用が重要。
- パフォーマンス評価は、コアとなる科目やゼミナール、卒業論文指導などといった特別な科目の中で実施することを促進することで、評価の負担を一定軽減することができるものと考えられる。
- 個々の学修成果について、各大学の好事例に照らして、対外的にどのようにわかりやすい形で表示することができるか検討する必要がある（いわゆる「ディプロマサプリメント」の作成と活用等）。

#### ⑤ 教学マネジメントを支える基盤（FD・SDの高度化、教学IR体制の確立）

教員・職員の能力の向上は、大学が教育の成果を最大化するために欠くべからざる課題であり、FD・SDの実質化が必要である。特に、新任の教員や、実務経験のある教員に対するFDの実施を促進する必要がある。教学IRについて、学長などの理解を促進し、人材の育成を進めていく必要がある。

- FDは実施されているものの、教員の参加状況は必ずしも十分とは言えないケースも多いため、各大学において、専門スタッフなども活用しつつ、FD・SDの実施体制を整えた上で、教学マネジメントに係るPDCAサイクルの一環として有効に機能するように、自らの大学が直面する課題や教員のニーズに照らしたテーマの設定を促進することが必要。
- 特に新任の教員や、実務経験のある教員の採用のタイミングで、そうした者に対するFDの実施が行われることを促進することが必要。

- 学生による授業アンケートや、「教育業績記録ファイル（ティーチングポートフォリオ）」等をFDにおいて活用することを促進することが必要。
- 専門性の高い教職員の育成の充実を図るために、FD・SDが促進される必要があるが、内容に応じて適切な場合には、FDとSDが一体化した「PD（Professional Development）」という形で実施することも考えられる。
- 教学IRは、学生調査の結果や個々人の学修成果をはじめとしたデータを収集・分析し（ベンチマーク分析含む）、その結果を履修指導や教育課程の改善に生かしていくという観点から、また外部への説明責任を果たす観点から、教学マネジメントの確立に当たって基盤的な役割を果たすことが期待されているが、その重要性について各大学の学長など執行部の理解を促進する必要がある。
- IRに関わる専門スタッフが不足していることにより、その機能が十分果たせていない大学も存在する。外部の機関の活用や大学間連携を通じて、IRのみならず専門スタッフの育成を活性化するとともに、IRに関わる事務を共同処理することも積極的に検討されるべき。

## ⑥ 情報公表

各大学が、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくことにより、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成するという観点から、大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要。各情報について、把握する意義や活用の在り方、定義や数値の算出方法、わかりやすい公表方法等を、各大学の実態等を踏まえつつも、共通理解となるような形で指針において示す必要がある。

- 個人の学修成果や大学全体の教育成果、大学教育の質の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではないことから、各大学が自らの大学の特性に応じて自主的に策定・開発を進め、公表していくことが強く期待される。
- 特定の指標のみで大学の質が測られ、一面的な大学の序列化につながることはないように、情報公開を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体の姿を描き出す必要がある。また、各大学における分析等を併せて公表することなどにより、大学教育の質の判断基準として活用することができるものと考えられる。



- グラウンドデザイン答申において示された公表が義務づけられる情報又は一定の指針を示すことが考えられる情報について、不足しているものが無いか検証すると共に、それぞれの情報について、公表する意義について明らかにする必要がある。

### グラウンドデザイン答申（抜粋）

#### <具体的な方策>

##### 学修成果の可視化と情報公表の促進

##### 【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- ・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

（大学教育の質に関する情報）

- ・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況 等

##### 【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- ・アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

（大学教育の質に関する情報）

- ・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

- 公表義務付けが考えられる情報又は一定の指針を示すことが考えられる情報の定義や数値の算出方法、わかりやすい形での公表方法等について、各大学の実態等を踏まえつつも、ベンチマーク等が可能となるように共通理解となるような形で指針において示す必要がある。